

報告第5号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月10日提出

渋川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年4月27日午後5時15分ごろ、渋川市渋川2555番地2渋川市立渋川中学校の校庭において、同校ソフトボール部のバッティング練習中、同部員が打ったボールが防球ネットを越えて、  
[REDACTED]  
[REDACTED]宅の敷地内に駐車中の同氏が使用する普通乗用車（  
[REDACTED]  
[REDACTED]所有者東京都千代田区麴町5丁目2番地1株式会社オリエントコーポレーション）の車体後部に当たり、損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月26日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金237,424円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

237,424円